



福祉資金

福祉費

日常生活を送る上で、または自立生活を送るために一時的に必要と見込まれる経費を貸付ける資金。

据置期間：最終貸付日から6ヶ月以内

利率：保証人あり…無利子 / 保証人なし…年1.5%

保証人：原則必要 ※ただし、保証人なしでも貸付できます。

資金種別	対象世帯			貸付上限額の目安	償還期間
	低所得	障害者	高齢者		
生業費(*1)	○	○		460万円	20年以内
住宅の増改築(*2)	○	○	○	250万円	7年以内
福祉用具購入費		○	○	170万円	8年以内
障害者用自動車購入費(*2)		○		250万円	8年以内
中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納	○			513.6万円	10年以内
負傷・疾病・療養費	○	○	○	療養期間、サービス利用期間 ・1年未満…170万円 ・1年以上1年6ヶ月以内で 世帯の自立に必要なとき…230万円	5年以内
介護サービス、障害者サービス費		○	○		5年以内
災害を受けた事による臨時費	○	○	○	150万円	7年以内
冠婚葬祭費	○	○	○	50万円	3年以内
住宅の移転費、給排水設置費	○	○	○	50万円	3年以内
技能習得費	○	○		技能習得の期間 ・6ヶ月程度…130万円・2年程度…400万円 ・1年程度…220万円・3年程度…580万円以内	8年以内
就職、技能習得の支度費	○	○		50万円	3年以内
その他日常生活上一時的に必要な経費	○	○	○	50万円	3年以内

*1) 新規事業の場合、総経費のうち2割の自己資金が必要。
継続事業の場合、総経費のうち1割の自己資金が必要。

*2) 総経費のうち1割の自己資金が必要。

緊急小口資金

緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合の少額の費用を貸付ける資金。

貸付限度額：10万円以内

据置期間：2ヶ月以内

償還期間：12ヶ月以内

利率：無利子

連帯保証人：不要

留意事項：・慢性的に生活費が不足している場合は、貸付できません

・原則として、生活困窮者自立支援制度の支援を受けていること(生活保護支給までのつなぎ資金を除く)

- 医療費または介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき
- 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき
- 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき
- 関係機関等からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき
- その他、やむを得ない事由があって緊急性、必要性が高いと認められるとき
- 火災等被災によって生活費が必要なとき
- 会社からの解雇、休業等の収入減のため生活費が必要なとき
- 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき
- 給与等の盗難によって生活費が必要なとき



教育支援資金

低所得者世帯に対し、学校教育法に規定する高等学校(特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程等を含む)、大学(短期大学及び専修学校の専門課程を含む)または高等専門学校に就学あるいは入学に際して必要な経費として貸付ける資金。

※日本学生支援機構の奨学金、教育資金ローン等、他の教育資金が利用可能な場合は、これらを優先して活用すること。

資金種別	用途内容	貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利率
教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学(短大・専修学校含む)または高等専門学校に就学するのに必要な経費	ア.(高校)月3.5万円以内 イ.(高専・短大・専修)月6.0万円以内 ウ.(大学)月6.5万円以内 ※特に必要と認められる場合には、ア～ウの額の1.5倍の額まで可能。	卒業後 6ヶ月以内	概ね就学期間の3倍以内。ただし教育支援費と就学支度費を併用で借入した場合は、概ね就学期間の4倍以内を目安として20年を超えないこと。	無利子
就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学(短大・専修学校含む)または高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内			